

協働プロジェクト I 雑木林・緑 いきいきプロジェクト

雑木林は、かつては、薪や炭など身近なエネルギーとして、また、落ち葉は堆肥として農業に利用されるなど、循環型の資源として重要な役割を果たしていました。現在は、社会・経済の変化により、こうした役割はなくなりましたが、多様な生物の生息環境を支えているほか、水のかん養や水循環、気温調節、大気の浄化など、さまざまな役割を果たしています。

また、雑木林などの私たちの身近にある自然は、新緑・落葉・花の風景、木陰での涼み、小鳥のさえずりや雑木林を渡る風の音、ドングリや落ち葉などを使った遊び、散策や自然とのふれあいの場などとして、私たちの暮らしに安らぎと潤いをもたらしています。

市街地や住宅地の緑も、安らぎや潤いのある景観をもたらしているだけでなく、夏の日照や気温を調整し、野鳥や昆虫の移動空間などとして、重要な役割を有しています。

しかし、こうした雑木林や屋敷林などの緑は、開発や相続、利用の低下などにより、減少や荒廃してきています。

そのため、私たちは、良好な生活環境や自然環境を形成している雑木林などの緑を、それぞれのライフスタイルに応じた形で学び・楽しみ・活用しながら、より健全ないきいきとした状態で守り育み、子どもから大人まで身近に自然とのふれあいをいきいきと楽しめる環境をつくり、将来世代に継承していくことが大切になっています。



【分野別・関連計画】 ■北本市緑の基本計画との連携により効果的に進めます。

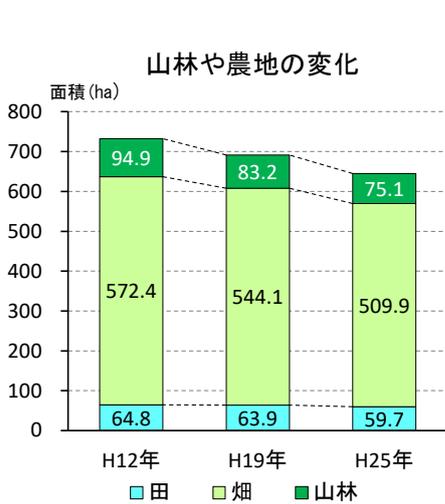
□生物多様性保全行動指針の作成と推進を図っていきます。

(1) 環境の現状と取り組み状況

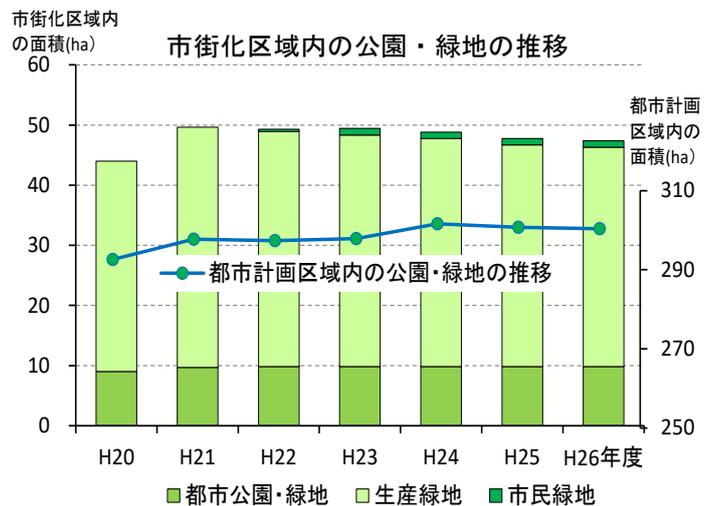
北本市の雑木林は、山林や公園緑地などにまともに残されてきています。高尾宮岡ふるさとの緑の景観地や石戸緑地保全地区、北本中央緑地、自然観察公園、野外活動センター等の公園緑地の雑木林は法令等により整備や保全が行われていますが、多くの雑木林は民有地となっています。

平成 25 年の地目別面積では山林が 75.1ha（市域の面積比 3.8%）となっています。第一次環境基本計画の策定時平成 12 年と比べ山林が約 20ha（山林の約 21%）、平成 19 年計画改訂時と比べ約 8ha（9.7%）減少しました。

また、市街化区域の緑地は、一貫して減少してきましたが、逆線引き地域の市街化区域への編入と生産緑地地区への追加指定により大きく増加しました。しかし、その後、再び減少傾向で推移しています。



出典) 市町村勢概要-地目別面積 埼玉県より



出典) 北本市環境基本計画年次報告書/資料：都市計画課より

雑木林や湧水・谷津の保護・保全の取り組みとして、市では、法令等による地区や樹木等の指定、保全整備、民間団体の保全活動への支援を行っています。

北本中央緑地では指定管理者として指定を受けたNPO法人北本雑木林の会が、中学生雑木林ボランティア教室や雑木林に親しむ集い、落ち葉集め（堆肥化）・ネイチャーゲーム等を開催し、市民参加による雑木林の管理が行われています。

高尾宮岡ふるさとの緑の景観地では、「高尾宮岡ふるさとのみどりのトラスト基金」などを活用して、周辺の自治会からなる「トラスト8号地里山保存会」により小学生を対象とした体験学習や除草などの取り組みが進められています。

このほか、地域住民によるカタクリ等自生地保全活動や城ヶ谷堤の桜保存活動などの環境保全、環境管理活動の支援をはじめ、雑木林公有地化の検討、不法投棄の監視・一斉撤去などの作業を行っています。

今後の課題

(2) 環境課題

雑木林などの自然環境の保全は、所有者の協力や周辺自治会、民間団体の協力が得られたところで進められていますが、保全や管理・活用がされずに荒廃しているところも多くあります。

雑木林のほとんどは民有地にあります。そのため、これからも相続時に売却されるなどして雑木林が消失したり、市街地整備や開発に伴って消失したりすることが考えられます。

今後、自然環境や居住環境を代表する雑木林や屋敷林の保全、維持管理をはじめ、貴重な財産としてより良好な状態で将来に引き継いでいくためには、市民・事業者・民間団体と行政が協働して、知恵を出し工夫を図っていくことが急務です。

こうした自然環境の保全を進めていく上では、次のような課題があります。

- 今日、日常生活の場面で、雑木林などの自然環境とゆっくりとふれあう機会や時間が減少し、その価値や楽しみ方を発見する機会が少なくなっています。そのため、地域や学校、職場など、地域社会が一体となってこうした機会づくりを進めていく必要があります。
- ごみなどの不法投棄による景観や美観上の問題への対応、野生鳥獣害への対応、犯罪防止など、市民が安心して快適に、自然とふれあえる環境づくりも重要になっています。
- 雑木林などの緑の実態把握や自然環境調査など、環境状況の把握、市民・事業者・民間団体との具体的な情報の共有化と情報交換、市民への情報提供・発信が必要です。
- 雑木林を長期的に保全するためには、林の生長状況に応じた伐採や下草刈り、落ち葉かきなどを行うとともに適切な維持管理が必要です。
- 現在も、民間団体や地域の協力により、市民が雑木林に親しむイベントの開催など、雑木林の保全への理解と関心を高める活動が行われていますが、今後、体系的な雑木林保全のための体制づくりを進め、市民・事業者・民間団体との協働による保全の検討を進めていく必要があります。
- こうした取り組みと一体となって、私たちが暮らす北本の持続可能な社会の基盤となる健全な自然環境の保全と創造（再生）をはじめ、生物多様性の保全を図っていくことが課題となっています。

このような課題の解決に向けては、環境教育・環境学習など雑木林に対する理解の向上と啓発を図っていくとともに、市民緑地制度や市民管理協定制度の積極的な活用、「高尾宮岡ふるさと緑の景観地」で示された市民の力を生かしていくなど、総合的な視点に立ち、市だけでなく市民・事業者・民間団体が協力して取り組んでいくことが重要になっています。

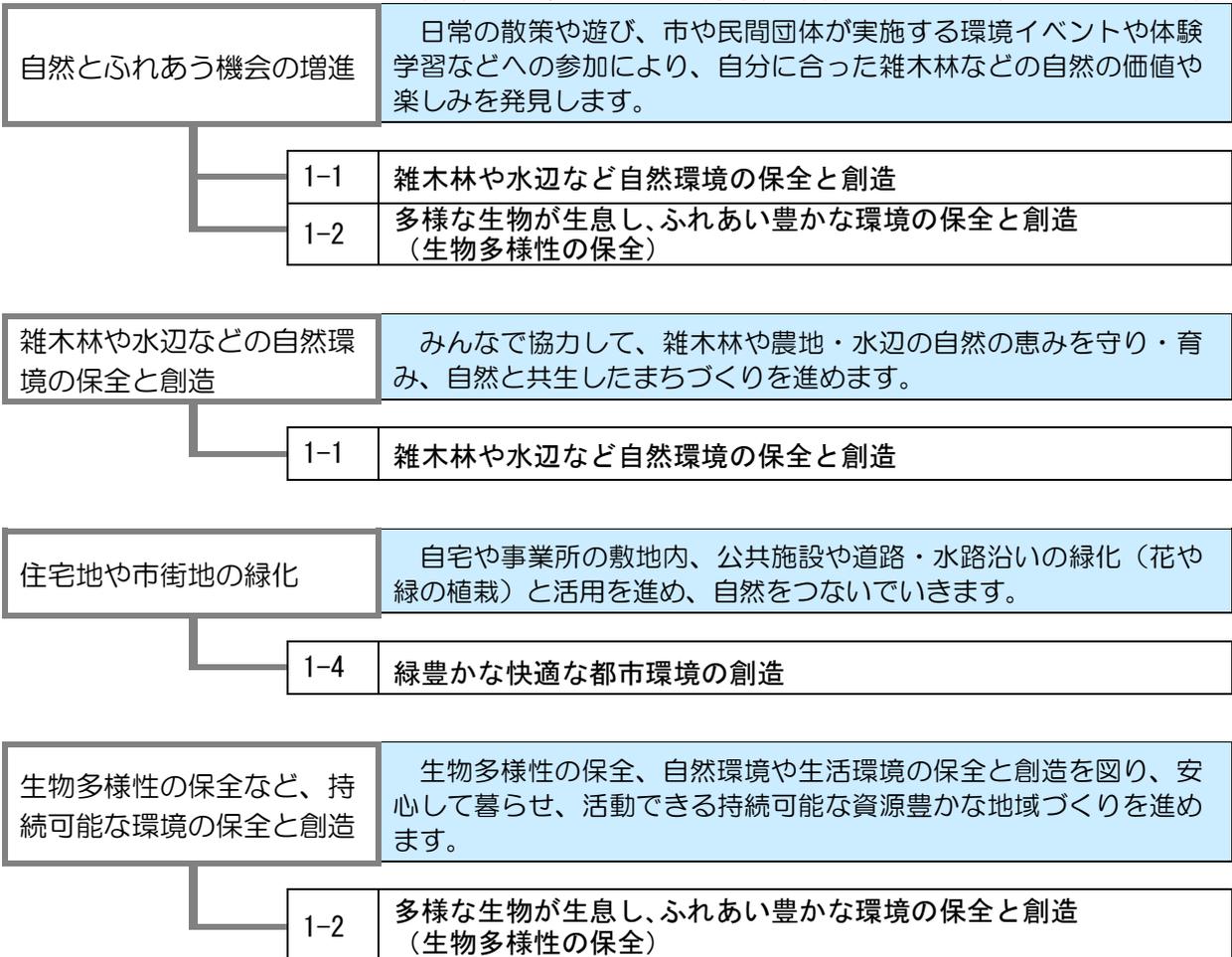
環境の保全と創造に向けた取り組みの方向

(3) 環境の保全と創造に向けた取り組みの方向

雑木林などの自然環境を活かし、守り、育てていくことにより、豊かな自然に学び、自然の恵みとのふれあいを楽しめるまちづくりを進めていきます。

- 多様な生きものとふれあえ、恵み豊かな雑木林などの自然、自然との共生に係る先人の知恵や文化に学び、暮らしの中で楽しめる取り組みを進めます。
- みんなで協力して、雑木林や農地・水辺の自然の恵みを守り・育み、自然と共生したまちづくりを進め、私たちの子や孫に引き継いでいきます。
- 住宅や市街地、沿道の花や緑を育て、雑木林などの自然や緑をつなぎ、花や緑・自然を楽しんで散歩できる快適なまちづくりを進めます。
- こうした取り組みと一体となって北本市の生物多様性の保全、自然環境や生活環境の保全と創造を図り、安全・安心して暮らせ、活動できる持続可能な資源豊かな環境の保全と創造を進めます。

※次の1-1～1-4は、28ページの取り組み(施策)の方向のうち、重点的に進めていく取り組みを示しています。なお、長期的な目標3に係る施策の環境教育や協働による取り組みは、共通施策であるため省略



市が進めていくこと

(4) プロジェクト推進に向けた参考指標

参考指標	現状（平成26年度）	目標（平成37年度）
市全体の緑被率 ※	48.2%	49%
市民1人あたりの都市公園面積 ※	10㎡	11㎡
市民緑地の指定地区と面積	4地区、2.04ha	5地区、2.05ha
公園緑地の整備への満足度 ※	33.4%	45%

※平成40年度を目標としている緑の基本計画を案分

(5) 市の取り組み

自然とふれあう機会の増進

[重点:1-1、1-2/関連施策:、3-2、3-3、3-4-①]

- 自然調査の実施や地域や民間団体との協働による環境学習や体験学習、環境イベントなどを進めていくほか、関連する環境情報の整備と発信・提供に努め、市民・事業者への雑木林や水辺など自然が果たす役割等の啓発を進めます。
- 児童生徒に対する環境教育や体験学習への支援をはじめ、環境学習講座、自然観察や体験学習など自然を活かした環境交流を充実し、自然とふれあう機会を提供します。
- 市民・事業者・民間団体との協働により、環境情報を共有し、取りまとめ、幅広く市民へ情報発信します。

雑木林や水辺などの自然環境の保全と創造

[重点:1-1/関連施策:1-2、3-2、3-3、3-4-①]

- 雑木林など良好な自然環境の場を、法令等に基づく地区指定や公有地化などの検討を進め、その保全と活用を進めます。
- 市民・事業者・民間団体による雑木林や谷津・里山の環境保全と管理への協力と支援を進めます。
- 湧水や湿地、谷津をはじめ、河川や水路など、自然性の高い水辺環境の保全を進めます。また、水路等の改修に際しては多自然工法などの導入を図ります。

生物多様性の保全など持続可能な環境の保全と創造

[重点:1-2/関連施策:1-1、1-3、1-4]

- 北本市緑の基本計画などと連携し、生物多様性保全行動指針の検討及び策定を進めます。
- 生物多様性保全行動指針をもとに、多様な生物が生息する環境や生態系の保全と再生などの事業や取り組みを総合的に計画的に進めていきます。

環境情報の共有

雑木林・緑
いきいき
プロジェクト

(仮称)生物多様性保全行動指針づくり

北本市緑と花のまちづくり基金の充実

プロジェクト推進の



住宅地や市街地などの緑化

[重点:1-4/関連施策:1-1、1-2、1-3、1-4、3-1、3-3]

- 公園や緑地の機能を確保しつつ、周辺の自然環境を活かした自然や身近な生きものとふれあえる公園や緑地の整備に配慮します。
- 市の施設の周辺緑化やビオトープの創造、街路樹や植栽帯の整備、水路沿いの緑化など、緑と水辺のネットワークをつくります。
- 市民・事業者及び地域コミュニティで実施する公園緑地等管理や緑化、花づくりなどの活動に協力し、支援していきます。

市民・事業者・民間団体が取り組んでいくこと

(6) 市民の取り組み

身近な雑木林や自然地にでかけ、自分にあった楽しみ方を探す

- 雑木林や里山、水辺などに散策や親子や友人と一緒に遊びにでかけます。
- 市や地域、民間団体が行っている自然観察や体験学習、環境イベント、雑木林や水辺の保全活動などに参加や協力します。
- 北本市の環境情報を提供し、幅広い市民への情報発信に協力します。

雑木林や水辺などの自然環境の保全活動への協力や参加

- 地域や民間団体が実施している雑木林などの自然を活かした体験学習や環境イベント、環境保全活動、自然観察などに参加や活動に協力します。

住まいの緑化、住まい周辺の公園や道路などの緑の保全や美化

- 屋敷林や家の周りの樹木などの保全と管理を進めます。
- 家の周りでの植栽や生垣の設置、ガーデニング、壁面緑化やグリーンカーテン、花づくりなど、それぞれの生活にあった住まいの緑化を考えます。
- 住まい周辺の公園緑地や街路樹などの落ち葉掃きや清掃、水辺の美化を進めます。

(7) 民間団体の取り組み

市民が自然とふれあう機会の提供やきっかけづくりの支援

- 雑木林や里山、水辺などを活用した環境学習や体験学習、遊びなどの環境イベントを市民に発信し、進めていきます。
- 市民の環境学習や体験活動、児童生徒の環境教育を支援します。

雑木林や水辺などの自然環境の保全活動の推進

- 自然調査や自然観察、生きもの調査などを進め、その情報を共有します。
- 学校や公園でのピオトープづくりなど、生物の生息環境の保全に協力します。
- 雑木林や里山などの保全活動を市民参加により進めます。また、その活動の情報を発信していきます。

公園緑地や水辺、道路などの清掃や美化活動の推進

- 市内の公園や緑地、水辺、道路などの清掃や環境保全活動、環境美化活動を進めます。

雑木林・緑いきいき情報の受信・発信

環境活動への参加

市民緑地制度などの活用

ためのしくみ (イメージ)

(8) 事業者の取り組み

市民が自然とふれあう機会の提供やきっかけづくりの支援

- 従業員の環境学習や体験学習への参加を支援します。また、事業所が有する知識や技術をいかし、市民等の環境教育や環境学習、環境保全活動に協力していきます。

事業所周辺の緑化、住まい周辺の公園や道路などの緑の保全や美化

- 事業所の周りの敷地を活用し、在来種による緑化を進めます。
- 市民・民間団体・市が行う環境保全活動、地域の清掃や美化活動などに参加・協力します。

【参考】

■ 雑木林保全の必要性

北本市には身近な自然である雑木林が、市街地の中に点在しています。

雑木林をはじめとする自然環境は、まちなみを豊かにし、住む人や訪れる人々に精神的なやすらぎや快適感を与えています。また、雑木林の役割はそれだけではありません。

雑木林が持つ主な役割や効果として、このほかに次のようなものがあります。

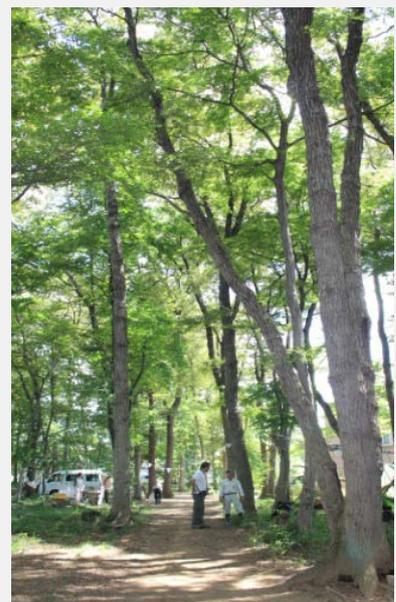


- 多様な生物が生育・生息する場としての役割があります。
- 雑木林の土壌は水を蓄え、河川などへ流れ込む水の量を調節する機能や、水を浄化する機能があります。(水源かん養)
- 樹木の持つ蒸散作用によって大量の熱が吸収されて最高気温を低くし、温和な気象を作り出す働きがあり、近年問題となっている大都市域のヒートアイランド現象を緩和する役割があります。
- 落ち葉や下草などのたい肥材を生み出します。たい肥は有機農産物の生産に欠かせない有機肥料になります。
- 自然と触れ合うことで、自然の仕組みを理解し、自然を大切にすることを促します。
- 環境教育・環境学習やレクリエーションなどの場としての役割があります。
- 雑木林(山林)の植物や土壌は、二酸化炭素(CO₂)を吸収・固定するなど、地球温暖化防止の役割があります。
- 汚染物やチリ・ホコリを吸着する空気浄化作用があります。
- 騒音を吸収・軽減するとともに、騒音源を覆い隠す効果があります。

雑木林は、場所によっては人の手による維持管理が必要です。下草刈りや落ち葉かき、林の生長状況に応じた伐採など、適切な維持管理が行われている雑木林は、カタクリ・キンラン・ヤマユリやミドリシジミ類・クワガタ虫類・カブトムシなど雑木林に依存した野生生物が生育・生息する貴重な場となります。

また、雑木林の一面にやぶ(ブッシュ:低木の茂み)や常緑樹があれば、小鳥などの野生生物の隠れ場所や休息場所などに利用されて、多様な野生生物の生育・生息場所ともなります。しかし、あまり管理が行き届かない雑木林では林床にササ類が繁ってシラカシなどの常緑広葉林へと変化し、これらの野生生物の生育・生息環境を悪化させてしまいます。

また、放置されている雑木林では不法投棄も見られ、監視パトロールや一斉撤去作業などを行っています。



■ 雑木林保全に向けた行政・民間団体の取り組み

北本市では、昭和 54 年に北本市総合振興計画を策定して以来、一貫して「緑にかこまれた健康な文化都市」を将来都市像に掲げ、新しい文化を創造し、健康で幸せな生活が営まれるまちを、豊かな緑の中につくり上げることを目指してきました。これを受けて、北本市の緑地保全施策は重点的な取り組みがなされ、保護・保全地区や市民緑地、保護樹木などの指定などによる雑木林の保全が進められています。

北本市の西部、荒川の東側に位置し、大宮台地の浸食により形成された谷津（やつ）と、それを取り囲む斜面林からなる里山景観が残され、「高尾宮岡ふるさとの緑の景観地」に指定されています。クヌギ・コナラを中心とした斜面林、湧水や湿地性草原、希少種など多くの動植物が生育・生息しています。

この「高尾宮岡ふるさとの緑の景観地」は、平成 17 年度に埼玉県で行われた県民投票で、さいたま緑のトラスト保全第 8 号地に選ばれ、豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくことになりました。

北本市では「高尾宮岡ふるさとの緑の景観地」の用地取得のため「北本ふるさと緑の市民債」を発行し、用地を取得しました。平成 19 年度に保全整備工事を実施し、平成 20 年 4 月から一般公開しています。また、「高尾宮岡ふるさとのみどりのトラスト基金」を創設し、緑の景観地内の谷津や斜面林等の保護・保全など環境保全事業や啓発活動を進めています。

トラスト 8 号地周辺の自治会から構成される「トラスト 8 号地里山保存会」の協力により、児童の田植え・稲刈りの体験学習や除草など、良好な里山環境を守り、楽しむ活動が進められています。

平成 15 年に、地方自治法の一部改正により指定管理者制度が導入され、NPO 法人や民間団体、事業者などが地方公共団体の設置する公の施設の管理運営を行うことが可能となりました。北本市では、北本中央緑地や野外活動センター、都市公園などで導入され、NPO 法人北本雑木林の会が北本中央緑地の管理や雑木林を活用した様々な取り組みを進めています。

雑木林の管理や希少種草花保護作業をはじめ、中学生雑木林保全ボランティア教室、雑木林に親しむ集いやネイチャーゲームなどのイベントを開催するなど、市民に雑木林にふれあう機会の提供、市民参加による雑木林の管理などが進められています。

埼玉県では、「ふるさと埼玉の緑を守る条例」により、県内の平野部に残る雑木林（平地林）の保全を進めています。平成 17 年から地域ぐるみで緑地を保全していけるよう「市民管理協定制度」を創設し、土地所有者、市町村、市民団体等の 3 者が緑地保全のための管理協定を締結し、これを知事が認定しています。

また、北本市では都市緑地法の緑地管理協定による「市民緑地」を指定し（平成 26 年度時点 4 地区）、緑地の維持管理に努めています。

